

事務連絡
令和4年3月1日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

例外的な取扱いとして接種券が届いていない5歳以上11歳以下の者に対して
新型コロナワクチン接種を実施する際の事務運用について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

5歳以上11歳以下の者（以下「小児」という。）への新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第7版）」において、接種券を活用した接種実施の事務運用をお示ししているところです。

他方、ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、準備していたワクチンの廃棄を防ぐために、急遽接種を希望する者を募って接種を行う場合等、市町村（特別区を含む。）からの接種券発行を待つことが必ずしも適当ではない場合もあると考えられます。このような場合の例外的な対応として、接種券が届いていない小児に対してワクチンの接種を実施する際には、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に記載した内容と同様の事務運用によりご対応ください。

また、「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の記2の内容並びに「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について（その2）」（令和4年2月18日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の記2及び3の内容を参照の上、地域の実情に応じ、接種券に関する柔軟な対応を行っていただくようお願いいたします。

各自治体におかれましては、本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。